

議案第 4 号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 3 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 3 3 . 5」を「1 0 0 分の 1 3 9 . 5」に、「1 0 0 分の 6 6 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 9 . 7 5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

2 1 令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの間においては、第 2 条第 1 号の規定による市長の給料月額、同号に規定する月額から当該月額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を減じた額とする。ただし、第 4 条第 2 項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

渋川市市長会見に関する調査第三者委員会の調査結果の報告を受け、その責任を取るための市長の給料の減額措置を講ずる改正及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じた改正をしようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
別表（第4条関係） <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6 か月</td><td><u>1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u></td></tr> <tr> <td>3 か月以上 6 か月未満</td><td><u>1 0 0 分の 1 3 9 . 5</u></td></tr> <tr> <td>3 か月未満</td><td><u>1 0 0 分の 6 9 . 7 5</u></td></tr> </table> 附 則 1 ～ 2 0 （略） 2 1 令和7年2月1日から令和7年7月31日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額、同号に規定する月額から当該月額の100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、第4条第2項に規定する期末手当の額の算出に当たっては、これを適用しない。	在職期間	割合	6 か月	<u>1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u>	3 か月以上 6 か月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 9 . 5</u>	3 か月未満	<u>1 0 0 分の 6 9 . 7 5</u>	別表（第4条関係） <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6 か月</td><td><u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u></td></tr> <tr> <td>3 か月以上 6 か月未満</td><td><u>1 0 0 分の 1 3 3 . 5</u></td></tr> <tr> <td>3 か月未満</td><td><u>1 0 0 分の 6 6 . 7 5</u></td></tr> </table> 附 則 1 ～ 2 0 （略）	在職期間	割合	6 か月	<u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u>	3 か月以上 6 か月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 3 . 5</u>	3 か月未満	<u>1 0 0 分の 6 6 . 7 5</u>
在職期間	割合																
6 か月	<u>1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u>																
3 か月以上 6 か月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 9 . 5</u>																
3 か月未満	<u>1 0 0 分の 6 9 . 7 5</u>																
在職期間	割合																
6 か月	<u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u>																
3 か月以上 6 か月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 3 . 5</u>																
3 か月未満	<u>1 0 0 分の 6 6 . 7 5</u>																